

○松本市下水道条例施行規程

平成10年3月31日

上下水道局管理規程第25号

改正 平成13年3月30日上下水道局管理規程第18号

平成15年3月31日上下水道局管理規程第5号

平成15年10月31日上下水道局管理規程第14号

平成16年3月31日上下水道局管理規程第6号

平成17年3月31日上下水道局管理規程第4号

平成21年3月31日上下水道局管理規程第2号

平成22年3月31日上下水道局管理規程第13号

平成25年3月15日上下水道局管理規程第1号

平成27年3月31日上下水道局管理規程第5号

(目的)

第1条 この規程は、松本市下水道条例（平成10年条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設）

第2条 条例第4条第3号の規定によりこの規程で定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設及び処理施設（これらの施設を補完する施設を含む。）とする。

(1) 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの

(2) 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

ア 下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第6条に規定する基準

イ 大腸菌が検出されないこと。

ウ 濁度が2度以下であること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

2 前項第2号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則（昭和42年建設省令第37号）第4条の3第2項に規定する国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（地震によって下水の排除及び処理に支障が生じないよう講じる措置）

第3条 条例第4条第5号の規定によりこの規程で定める措置は、次項及び第3項に規定する耐震性能を確保するために講ずべきものとして次に掲げる措置とする。

- (1) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第4号において同じ。）に液状化が生ずるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (2) 排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生ずるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (3) 排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生ずるおそれがある場合においては、可とう継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次項及び第3項に規定する耐震性能を確保するために必要と認められる措置

2 重要な排水施設（地域の防災対策上必要と認められる施設の下水を排除する排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設又は破損した場合に2次災害を誘発するおそれがあり、若しくは復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設をいう。以下同じ。）及び処理施設の耐震性能は、次に掲げるとおりとする。

- (1) レベル1地震動（当該施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。）に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。
- (2) レベル2地震動（当該施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動をいう。）に対して、生じる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理能力を保持すること。

3 重要な排水施設以外の排水施設の耐震性能は、前項第1号に掲げるとおりとする。

（排水管の内径及び排水渠の断面積の数値）

第4条 条例第5条第1号の規定によりこの規程で定める排水管の内径の数値は、100ミリメートル（自然流下によらない排水管については30ミリメートル）とし、同号の規程で定める排水渠の断面積の数値は、5,000平方ミリメートルとする。

（汚泥処理施設の構造に関する措置）

第5条 条例第6条第2号の規程で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理設備の設置その他の措置
- (2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じな

いようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置

- (3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置  
(汚泥処理施設の維持管理に関する措置)

第6条 条例第8条第6号の規程で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置  
(2) 汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置  
(3) 汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置  
(排水設備の固着箇所及び工事の実施方法)

第7条 条例第11条第2号に規定する排水設備を公共ます等に固着させるときの固着の箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 固着の箇所  
ア 公共ますに固着させるときは、取付管が固着していないところでますの底より高い位置とすること。  
イ 前号の規定により難い特別の理由があるときは、水道事業及び公共下水道事業の管理者（以下「管理者」という。）の指示を受けること。  
(2) 工事の実施方法  
ア 排水管の勾配に注意し、公共ます等の接合部にはシーリング剤等を十分施し、水密性を確保すること。  
(附帯設備工事)

第8条 排水設備を設置するときは、下水道法施行令第8条の規定によるほか、次の附帯設備を設けなければならない。

- (1) 防臭装置 排水管の必要な箇所には、掃除の容易な構造のトラップ等を設けること。  
(2) ごみよけ装置 台所、浴室、洗濯場、その他下水の流通を妨げるものを排出するおそれのある流出口には、8ミリメートル目以下のストレーナーを設けること。  
(3) 油脂遮断装置 油脂類を排水する箇所には、油脂遮断装置を設けること。  
(4) 沈砂装置 土砂又はこれに類するものを排出する流出口には、適当な沈砂装置を設けること。  
(5) その他の装置 その他排水設備の施設に応じ、通気装置又は防護装置を設けること。  
(排水設備等の計画の確認)

第9条 条例第12条第1項の規定により排水設備等の計画の確認を受けようとする者は、松本市水道事業給水条例施行規程（平成10年上下水道局管理規程第22号。以下「給水規程」という。）第4条第1項に規定する給水装置工事・排水設備等工事計画確認申請書を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請により計画を確認したときは、給水規程第11条第2項に規定する給水装置工事許可証・排水設備等工事計画確認証を交付する。

3 共有又は共用による排水設備等の計画の確認を受けようとする者は、第1項の申請書のほかに共有者又は共用者の連署による排水設備等共同施行届（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

4 前項の確認証の交付を受けた者で、当該確認証に係る工事を変更又は中止しようとする者は、給水規程第11条第3項に規定する給水装置工事・排水設備等工事変更・中止届出書（兼更正合議書）を速やかに管理者に提出しなければならない。

（工事の完了届）

第10条 条例第14条第1項の規定による排水設備等の工事の完了の届出は、給水規程第12条第1項に規定する給水装置工事・排水設備等工事完了届兼検査書による。

（検査済証）

第11条 管理者は、前条の届出があったときは、速やかに当該工事を検査し、適当と認めるときは、給水規程第12条第2項に規定する給水装置工事・排水設備等工事検査済証を交付する。

2 前項の検査には、当該工事を施行した下水道排水設備工事責任技術者を立ち合わせるものとする。

（特定施設に係る届出）

第12条 下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第12条の6第2項の規定により実施制限期間を短縮しようとする者は、特定施設の設置（構造等の変更）に伴う実施制限期間短縮願書（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

（水質管理責任者の選任届）

第13条 条例第18条に規定する水質管理責任者の選任の届出は、水質管理責任者選任（変更）届（様式第3号）による。

（水質管理責任者の資格）

第14条 水質管理責任者は、除害施設又は特定施設を設置した工場又は事業場に勤務し、かつ、次に掲げる者でなければならない。

（1） 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号）第7条に規定する公害防止管理者（水質関係の有資格者に限る。）の資格を有する者

(2) 前号に規定する者と同等の資格又は相当の知識及び技能を有すると管理者が認めた者

(水質管理責任者の業務)

第15条 水質管理責任者の業務は、次に掲げるものとする。

(1) 汚水の発生施設の使用法並びに汚水の発生量及び水質の適正な管理に関すること。

(2) 特定施設から排除される汚水の処理施設又は除害施設（以下本条において「除害施設等」という。）の適正な維持管理に関すること。

(3) 除害施設等から排除される汚水の水質の測定及び記録に関すること。

(4) 除害施設等から発生する汚泥等の処理処分に関すること。

(5) 前各号の業務に係る施設の事故及び緊急時の措置に関すること。

(除害施設の設置等の届出)

第16条 条例第19条の規定による除害施設の設置等の届出をしようとする者は、除害施設新設等届（様式第4号）を工事着手日30日前までに管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する届出を受理したときは、除害施設新設等届出受理書（様式第5号）を当該届出をした者に交付する。

3 第1項の規定により届け出た事項のうち氏名、名称、住所、所在地等の変更にあつては氏名変更等届（様式第6号）を、除害施設の使用の休止又は廃止にあつては除害施設廃止休止届（様式第7号）をそれぞれ管理者に提出しなければならない。

(水質の測定等)

第17条 条例第20条第1項の規定による下水の水質の測定及びその結果の記録は、次に定めるところにより行うものとする。

(1) 水質の測定は、下水の水質の検定方法に関する省令（昭和37年厚生省、建設省令第1号）に規定する検定の方法により行うこと。

(2) 前号の測定は、温度又は水素イオン濃度については排水の期間中1日1回以上、その他排除するおそれのある項目については1カ月を超えない排水の期間ごとに1回以上行うこと。

(3) 条例第15条第1号及び第2号、第17条第2号及び第4号から第6号までに定める項目については、1日当たりの汚水排水量が50m<sup>3</sup>以上の事業場のみ適用すること。

(4) 除害施設の排出口ごとに他の汚水の排除による影響の及ばない地点で行うこと。

(5) 前各号の測定の結果は記録し、その結果を5年間保存すること。

(使用開始等の届出)

第18条 条例第23条に規定する使用開始等の届出は、次の各号に掲げる届出の区分に従い、当該各号に定める届出書による。

- (1) 使用の開始並びに家事専用等井戸給水の場合の使用人員及び料金の算定基礎の事実の変更等の届出 下水道使用開始申請書（様式第8号）
  - (2) 使用の再開又は使用者の変更の届出 給水規程第16条及び第19条に規定する（上・下水道）諸申請書（届）甲
  - (3) 使用の休止又は廃止の届出 給水規程第19条に規定する（上・下水道）諸申請書（届）乙
- （一時使用の許可）

第19条 前条の規定にかかわらず、工事その他の理由により公共下水道を一時的に使用する者は、下水道一時使用許可申請書（様式第9号）を管理者に提出し、その許可を受けるものとする。

（種別の認定基準）

第20条 条例別表第1に規定する一般及び公衆浴場種別は、次の基準により認定する。

- (1) 一般

公衆浴場以外のもの

- (2) 公衆浴場

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生等の措置の基準に関する条例（昭和41年長野県条例第49号）第2条に規定する普通公衆浴場であつて、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料金の統制を受けて営業をしているもの

（汚水排水量の認定）

第21条 条例第27条第2号の規定による汚水排水量の認定は、別表に定める基準による。ただし、管理者が特に認めたときは、この限りでない。

2 計測器その他の方法により汚水排水量の控除を行おうとする者は、あらかじめ、下水道使用料更正申請書（様式第10号）を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、前項の申請により下水道使用料の更正を確認したときは、下水道使用料更正通知（様式第11号）を交付する。

4 前項の通知を交付された者は、控除すべき汚水排水量を使用した月の翌月の5日までに下水道使用水量更正報告書（様式第12号）により管理者に報告しなければならない。

（物件設置等許可申請書）

第22条 条例第31条の規定により許可を受けようとする者は、物件設置（変更）許可申請書（様式第13号）に次に掲げる図面を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 施設又は工作物その他の物件（以下「物件」という。）を設ける場所を表示した平面図
- (2) 物件の配置及び構造を表示した図面

2 管理者は、前項の申請を許可したときは、物件設置許可証（様式第13号）を交付する。  
（占有許可願）

第23条 条例第33条第1項の規定により占有の許可を受けようとする者は、公共下水道占有許可申請書（様式第14号）に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 占有の位置及び付近を表示した図面
- (2) 占有物件の構造等を明らかにした図面
- (3) 占有が隣接の土地又は家屋の所有者に利害関係があると認められるときは、その土地又は建物の所有者の同意書

2 管理者は、前項の申請を許可したときは、公共下水道占有許可証（様式第14号）を交付する。

（立入検査員証）

第24条 法第13条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第15号）とする。

2 法第32条第5項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第16号）とする。

（滞納処分職員証）

第25条 使用料の徴収を行う職員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項の規定により、地方税の滞納処分の例により処分することができる使用料の滞納処分に関する事務のうち、次に掲げる事務を行うときは、松本市下水道使用料滞納処分職員証（様式第17号）を携帯しなければならない。

- (1) 滞納処分に関する調査のための質問又は検査
- (2) 滞納処分のための財産差押え

（補則）

第26条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この管理規程は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この管理規程の施行の際現に廃止前の松本市下水道条例施行規則（昭和39年規則第20号）の規定に基づいて提出されている申請書等は、この管理規程による相当規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則（平成13年3月30日上下水道局管理規程第18号）

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程の施行の際現に改正前の松本市下水道条例施行規程(平成10年上下水道局管理規程第25号)の規定に基づいて提出されている申請書等は、この管理規程による相当規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則(平成15年3月31日上下水道局管理規程第5号)

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程の施行の際現に改正前の松本市下水道条例施行規程の規定に基づいて提出されている申請書等は、この管理規程による相当規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則(平成15年10月31日上下水道局管理規程第14号)

この管理規程は、平成15年11月1日から施行する。

附 則(平成16年3月31日上下水道局管理規程第6号)

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この管理規程の施行の際現に改正前の松本市下水道条例施行規程の規定に基づいて提出されている申請書等は、この管理規程による相当規定に基づいて提出された申請書等とみなす。

附 則(平成17年3月31日上下水道局管理規程第4号)

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成17年4月1日から施行する。

(四賀村及び梓川村の編入に伴う経過措置)

- 2 この管理規程による改正後の松本市下水道条例施行規程(以下「新規程」という。)第13条の2の規定は、この管理規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用に係るものから適用し、施行日前の使用に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 施行日前に、四賀村下水道条例施行規則(平成11年四賀村規則第5号)又は梓川村公共下水道条例施行規則(平成10年梓川村規則第12号)(以下「2村の規則」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、新規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。



- 4 この管理規程の施行の際現に使用されている2村の規則の規定による様式は、新規程の規定による様式とみなす。

附 則（平成21年3月31日上下水道局管理規程第2号）

（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この管理規程の施行の際現にこの管理規程による改正前の松本市下水道条例施行規程の規定により使用されている様式は、この管理規程による改正後の松本市下水道条例施行規程の規定による様式とみなす。

附 則（平成22年3月31日上下水道局管理規程第13号）

（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成22年3月31日から施行する。

（波田町の編入に伴う経過措置）

- 2 この管理規程の施行の日前に、波田町下水道条例施行規則（平成6年波田町規則第1号。以下「波田町規則」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この管理規程による改正後の松本市下水道条例施行規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

- 3 この管理規程の施行の際現に使用されている波田町規則の規定による様式は、この管理規程の相当規定による様式とみなす。

附 則（平成25年3月15日上下水道局管理規程第1号）

（施行期日）

- 1 この管理規程は、平成25年3月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 この管理規程の施行の際現にこの管理規程による改正前の松本市下水道条例施行規程により使用されている様式は、この管理規程による改正後の松本市下水道条例施行規程の規定により使用されている様式とみなす。

附 則（平成27年3月31日上下水道局管理規程第5号）

この管理規程は、平成27年4月1日から施行する。

別表

区分		認定方法	備考
1 家事専用の場合	(1) 井戸水のみ使用の場合	使用人員1人につき 1カ月5m <sup>3</sup> とする。ただし、使用人員4人以	

		下は1カ月20m <sup>3</sup> とする。	
	(2) 水道水、井戸水併用の場合	ア 水道水の1月当たりの平均使用水量が使用人員に5m <sup>3</sup> を乗じた水量の2分の1未満の場合	使用人員1人につき1カ月5m <sup>3</sup> とする。ただし、使用人員4人以下は1カ月20m <sup>3</sup> とする。
		イ 水道水の1月当たりの平均使用水量が使用人員に5m <sup>3</sup> を乗じた水量の2分の1以上の場合	水道水の1月当たりの平均使用水量に、使用人員1人につき1カ月2.5m <sup>3</sup> を加算した水量とする。(1m <sup>3</sup> 未満は切り捨てる。)ただし、使用人員4人以下は、1カ月10m <sup>3</sup> を加算した水量とする。
2 家事専用以外の場合	(1) 計測器の設置が適当と認められる場合		管理者が適当と認められる箇所へ計測器を設置し、点検して得た水量に基づいて認定する。
	(2) 計測器の設置が適当と認められない場合		使用の状況、業態等を勘案のうえ認定する。 官公署、会社、事務所、その他これに類するものは、就業又は利用するもの1人につき1カ月1m <sup>3</sup> とする。
3 製造業のうち生産品に多量の水が含まれる場合			使用した水の量から生産品に含まれる水量を控除して認定する。